

成年年齢引下げに伴う消費者教育（３年生）

６月１６日（月）に秋田県弁護士会より弁護士 近江直人先生を派遣していただき、成年年齢１８歳になる３年生に向け、不本意に高額な契約やマルチ商法などの消費者被害に遭わないための講話をしていただきました。

間近で弁護士の先生のお話を聞くのは、ほとんどの生徒が初めてで、張り詰めた雰囲気の中で講話が始まりましたが、契約についての説明やマルチ商法被害の事例について〇×クイズを交えながら優しい口調でお話しいただき、時間が短く感じられるような充実した講話となりました。

生徒は「自分は大丈夫という気持ちだが、とても危険だ。」ということ十分に学んだと思います。

